

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、随意契約（プロポーザル形式）を実施するので、次のとおり企画提案書の公募手続を開始する。

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 委託業務の内容

- （1）業務名：幹線系統機能の維持確保方策に係る調査検討業務
- （2）期間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで
- （3）業務目的：沖縄本島中北部東海岸地域における幹線系統「名護東線」の減便等の課題に対応し、令和 9 年度以降の持続可能な運行スキーム（デマンド交通、小型車両、ライドシェア等の導入可能性を含む）の構築を目的とする。
- （4）業務内容：別添「仕様書」を参照。
- （5）契約限度額：6,000,000 円（消費税込み）

2 応募資格

以下の要件を満たす者であること。

- （1）これまでの沖縄本島内の公共交通の活性化に係る諸取組を理解するとともに、関係機関と調整し、とりまとめる能力を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
（注）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- （5）配置予定技術者については、博士「工学」、技術士（総合技術監理部門・建設〔道路又は都市計画及び地方計画〕又は建設部門〔道路又は都市計画及び地方計画〕）

もしくはRCCM（道路又は都市計画及び地方計画）の資格を有する管理技術者を配置すること。

- (6) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(4)の要件を満たすこと。

3. 企画提案書等の提出

- (1) 質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告の日～令和8年5月28日(木) 17時

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通支援課 陸上交通班 担当:金城

電話 098-866-2045 FAX 098-866-2448

メールアドレス kinjshns@pref.okinawa.lg.jp

ウ 提出方法

質問票(様式1)を持参、郵送(到着確認が可能な手段に限る)、FAX又はメールにより提出

(FAX又はメールを利用する場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。)

エ 回答方法

令和8年6月2日(火)までに交通支援課ホームページにて回答する。

- (2) 応募申込書・企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告の日～令和8年6月4日(木) 17時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

エ その他

詳細については、本委託業務企画提案書等作成要領による。

4. 審査について

提案者が4者を超える場合は、第1次審査を経て、第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は、第2次審査に進むものとする。

- (1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

ア 企画提案者が多い場合、別紙1に基づく事務局審査により、4者程度を選定する。

イ 選定結果は、企画提案者全員にすみやかに通知する。

- (2) 第2次審査(選考の実施)

企画提案書の内容について、書面審査を行う。

5. 委託予定業者の選定

- (1) 委託予定業者の選定方法

幹線系統機能の維持確保方策に係る調査検討業務 企画提案事業者選定委員会(以下、「委員会」という。)による審査を経て、選定された企画提案者を委託予定業者(優先交渉者)として選定する。

(2) 委員会における評価基準

別紙1による。

(3) 結果の通知

選定結果は、対象者にすみやかに通知する。

なお、選定結果通知後の質問は、受け付けない。

(4) 契約の締結

委員会で選定された委託予定業者(優先交渉者)と締結する。

但し、契約が整わない場合は、委員会において、次点の企画提案者を選定する。

なお、その場合の選定結果は、当該企画提案者のみに通知する。

6. その他

(1) 契約書作成の要否 要 (契約書(案)を参照のこと)

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15条)第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00~17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、必要に応じて、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ アで作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

幹線系統機能の維持確保方策に係る調査検討業務 企画提案書等作成要領

第1 企画提案書等の作成

企画提案者は、この要領により企画提案書等を作成し提出するものとする。

第2 企画提案書等の内容

1 提出すべき企画提案書は次のとおりとする。なお、提出にあたっては、(様式3)を添えて提出すること。

(1) 会社概要書(様式4)

※『沖縄県所得向上応援企業認証制度』または『パートナーシップ構築宣言』の適用の有無についても記載し、該当する場合は確認できる資料も添付すること。

(2) 会社の業務実績(様式5)

過去10年間に受託した下記に示す同種・類似業務実績を記入すること。

同種業務: 沖縄県の発注業務で、公共交通にかかる調査検討を行った業務

類似業務: 沖縄県以外の公的機関の発注業務で、公共交通にかかる調査検討を行った業務

※記載業務の内容が確認できる資料(契約書及び仕様書の写し等)を添付すること。

(3) 業務実施体制(様式6)

業務実施体制(様式6)には、別紙(A4様式自由)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図を、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後、発注者と委託予定業者間で協議の上、発注者から変更を求める場合がある。

(4) 予定技術者の経歴(様式6-2)

業務経歴については、過去に受託した(2)に示す同種・類似業務実績を記入すること。

(5) 予定技術者の業務実績(様式6-3)

過去に受託した(2)に示す同種・類似業務実績について記入すること。

(6) 企画提案(任意様式)

企画提案は、別添「幹線系統機能の維持確保方策に係る調査検討業務仕様書」の内容を全て満たすものとし、企画提案書には、以下の項目を具体的に記載すること。

(A4判、10頁以内、フォントは原則11ポイントとする)

ア 業務概要

イ 実施体制、業務スケジュール

ウ 仕様書Ⅲ. 業務内容

エ その他業務の目的を達成する為に必要となる調査や検討事項に関すること

※エについては、必要に応じて記載するものとする。

(7) 見積書(任意様式)

募集要項1(5)契約限度額の範囲内で、本業務の経費(追加提案事項含む)に係る見積書を提出する。

なお、見積金額は、消費税を含んだ金額とする。

※見積書作成にあたっては、「土木設計業務等積算基準」を参考にすること。

(8) 業務実績及び経歴について証明できる資料(TECRIS等)

※業務実績については、資格要件の確認のため、各業務ごとに契約書の鏡の写し及び業務概要がわかる資料(仕様書、業務計画書の写し等)を添付すること。(TECRISにおいて、業務概要が確認可能な場合は省略可能)

2 上記1の(1)～(7)について、用紙はA4判で、番号の順に編さんし、長辺綴じとする。表紙(様式3)を入れ両面印刷とする。部数は9部とし、ページ番号を付記すること。

3 上記の(8)については、部数は2部とする。

4 企画提案書の提出に際し、宣誓書(様式8)を1部提出すること。

5 共同企業体で提出する場合は、共同企業体資格申請書(様式9)及び共同企業体協定書(様式自由)を1部ずつ提出すること。

第3 企画提案書等の提出

1 受付期間 募集要項3(2)アの通り

2 提出場所 募集要項3(2)イの通り

3 提出方法 募集要項3(2)ウの通り

(別紙1)

第1次審査及び第2次審査における評価基準

評価項目	評価の着目点	評価点
業務目的等の理解度	<ul style="list-style-type: none">・本業務の背景（バス運転手不足、夜間交通の課題、実証運行の検証結果等）及び目的を的確に理解しているか。・対象地域（沖縄本島中北部東海岸地域）の特性や課題（利用者構成、需要規模、交通空白の実態等）を踏まえた提案となっているか。・業務目的の達成に向けた基本的な考え方や方向性が明確であり、論理的かつ妥当な内容となっているか。・類似業務の実績や知見を活用し、本業務に適切に反映された提案となっているか。	5
業務の遂行体制及び事業計画の的的確性	<ul style="list-style-type: none">・業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制（人員配置、役割分担、専門性等）が確保されているか。・業務工程、スケジュール及び進行管理方法が具体的かつ実現可能なものとなっているか。・県及び市町村、交通事業者等の関係機関との連携体制及び合意形成に向けた進め方が適切に整理されているか。・業務遂行に当たり想定される課題・リスクへの対応方針が適切に検討されているか。・調査・分析手法や検討の進め方について、データ活用や根拠に基づく実現性の高い計画となっているか。	5
企画提案内容	(1) 対象地域の現状整理 <ul style="list-style-type: none">・地域特性（人口構成、移動実態等）について、適切な手法により把握・分析する提案となっているか。・交通特性（運行状況、利用実績、費用等）について、客観的データに基づく分析が行われる提案となっているか。・夜間交通の課題や交通空白の実態について、多角的な視点からの的確に把握する提案となっているか。	15
	(2) 代替交通サービスの検討 <ul style="list-style-type: none">・多様な交通モードを比較検討するに当たり、評価項目や比較の視点が明確に設定されているか。・需要規模や利用特性を踏まえた検討の進め方（条件設定、分析方法等）が具体的に示されているか。・運行体制の検討に当たり、考慮すべき要素（役割分担、人材確保等）が整理され、その整理方法が妥当であるか。・運転手不足や持続可能性の課題に対し、どのような観点から検討を行うかが具体的に示されているか。	25
	(3) 市町村への支援方策の検討 <ul style="list-style-type: none">・他地域事例の収集・分析に当たり、比較・整理の手法が適切に設定されているか。・役割分担や費用負担等の整理に当たり、どのような視点・条件で検討を行うかの考え方が具体的に示されているか。・制度設計や支援スキームの検討に当たり、持続性や展開性を考慮した整理方法が示されているか。	20
	(4) 代替交通運行計画の作成 <ul style="list-style-type: none">・運行ルートやダイヤ等の設定に当たり、どのような条件やデータに基づき検討するかが明確に示されているか。・運行計画の検討プロセス（段階的検討、シミュレーション等）が合理的に構成されているか。・費用や効率性の分析に当たり、評価指標や検討手法が適切に整理されているか。	10
	(5) 沿線自治体との協議支援 <ul style="list-style-type: none">・協議会運営の進め方（資料作成、会議運営等）について、具体的な手法が示されているか。・意見調整や合意形成に向けた進め方について、実務上有効な手法が整理されているか。・関係者の意見を引き出すための工夫や手法が具体的に示されているか。	10
	(6) 報告書作成 <ul style="list-style-type: none">・報告書の構成や整理方法について、論理的な構成となるような考え方が示されているか。・図表等の活用方法について、分かりやすい整理を行うための工夫が提案されているか。・検討結果を施策検討等に活用するための整理方法が示されているか。	10
【加点措置】※加点措置は、同点となった場合のみ考慮		
取引先企業との適正な関係構築の取組	提案者（※）が次のいずれかに該当する場合、1点の加点措置を行う。（但し、①の合計点が同点の場合のみ考慮する。） <ul style="list-style-type: none">・「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合・国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合 （※提案者は、共同企業体の場合、代表者、構成員いずれでも可能とする。）	1

※上記について書面審査を行うので、各項目に係る説明を各提出様式等へ盛り込むこと。